

志摩広域行政組合職員募集要項【看護職員】

次のとおり志摩広域行政組合職員採用試験（随時採用）を実施します。

1 募集職種 看護職員 1人

2 受験資格

(1) 職種別個別資格

○看護職員

- ・昭和46年4月2日以降に生まれた人
- ・土曜・日曜日および祝日等に勤務の可能な人
- ・夜間の待機勤務（自宅等）が可能な人
- ・看護師または准看護師免許を有する人、または採用時まで資格取得見込みの人

(2) 共通資格

○組合施設に通勤可能な人

- ・組合施設 志摩養護老人ホーム花園寮（阿児町）
志摩特別養護老人ホーム才庭寮（阿児町）
志摩特別養護老人ホームともやま苑（大王町）
志摩福祉センター（阿児町）

○地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない人（地方公務員となります。）

3 試験手続き

(1) 申込書提出先

〒517-0502 三重県志摩市阿児町神明1537番地1
志摩広域行政組合 事務局（才庭寮 内）
TEL 0599-43-2112

(2) 申込方法

申込書（A4のコピー用紙に両面印刷をしたもの）に必要事項を記入し、(3)の必要書類を添えて持参または郵送により提出して下さい。

(3) 必要書類

- ・写真（縦4cm×横3cm） **1枚**
※6カ月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景のものを申込書に貼付して下さい。（写真の裏に氏名を必ず記入して下さい）
- ・返信用封筒 **2通**
※長形3号（縦235mm×横120mm）の封筒に住所・氏名を記入し、切手を貼付（110円）して下さい。
- ・看護師または准看護師の資格者証の写し、または資格取得見込証明書
- ・卒業証明書または卒業見込証明書（最終学歴のもの）※1
- ・学業成績証明書（最終学歴のもの（保存期間が既に経過しており、証明が不可能である場合は、その旨記載された学校発行の文書を提出してください。文書の発行も不可能な際には、事務局にその旨申し出てください。）開封無効）※2

※1、※2につきましては、試験申込時に提出できない場合は、試験当日の受付に提出してください。試験当日にも提出できない場合は、その旨申し出てください。

4 試験の方法

区分	内容
作文試験	指定テーマによる作文試験を行います。(800字程度)
面接試験	個別面接方式で行います。

5 試験日時および会場

試験日	随時実施
試験会場	随時決定
試験時間	随時決定

※申込書受付後に調整し、受験票を発行いたします。

6 合格者の決定および発表

- (1) 決定方法 作文試験および面接試験の結果を総合的に判断し決定します。
(2) 発表 試験終了後、30日以内に受験者に通知いたします。

7 採用予定年月日

協議のうえ決定

8 給 与

志摩広域行政組合給与条例等に基づき支給します。

参考に、卒業後直ちに採用された場合の初任給は、次のとおりです。

(令和8年1月1日現在)

職種等	学歴免許等	初任給
看護職員	准看護師	235,900円
	看護師短大2卒	263,400円
	看護師短大3卒	266,900円
	看護師大学卒	270,800円

※採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定後の額となります。

※職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき経験年数として初任給に加算されます。

※諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当(年4.65月分(令和7年度実績))、地域手当等が別に支給されます。

9 申込書の交付および受付期間

申込書は、志摩広域行政組合各施設（花園寮、才庭寮、ともやま苑）および志摩広域行政組合HPから取得をお願いします。

なお、郵送を希望されます方は、封筒の表には朱書きで「職員採用試験申込書請求」と記入し、志摩広域行政組合事務局に送付してください。封筒の中には、自分の住所・氏名を記入し、140円切手を貼付した返信用封筒（角形2号 縦330mm 横240mm）を同封してください。

交付および受付期間は、随時 午前8時30分～午後5時30分です。



10 問い合わせ等

この試験に関する問い合わせは、志摩広域行政組合事務局へお願いいたします。

・TEL 0599-43-2112

なお、郵送により申込書類を提出される場合は、朱書きで「職員採用試験申込書在中」と記入し、下記の宛先へ送付して下さい。この場合、書類の不備等の連絡をする場合がありますので、必ず連絡先（電話番号）の記入を忘れないようご注意ください。

・〒517-0502 三重県志摩市阿児町神明1537番地1
志摩広域行政組合事務局 宛

11 その他

お預かりしました個人情報、組合職員採用試験に必要な範囲のみに利用させていただきます。なお、採用試験に伴ってお預かりしました各種書類（申込書等）は、返却することができませんので、あらかじめご了承ください。

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」または「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が本組合職員となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」には、将来においても、任用されません。

「公権力の行使」に係る職務について

- 1 住民に対して命令、強制等を加え、一方的に住民の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、住民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 住民に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(1) 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、施設長（課長）および施設長に類する権限を有する職と、志摩広域行政組合の活動について、その企画、立案、決定等に関与する事務に就く職が該当します。